

南相馬市 水道事業経営戦略

団 体 名：	南相馬市
事 業 名：	簡易水道事業
策 定 日：	平成 29 年 3 月
計 画 期 間：	平成 29 年度～平成 38 年度

簡易水道事業は、浦尻簡易水道、村上簡易水道、小高北部簡易水道、小高西部簡易水道の 4 地区がありますが、浦尻簡易水道、村上簡易水道については、東日本大震災の大津波で施設損失及び壊滅的な被害を受けたため、今回の経営戦略の策定の将来予測では、不明な部分も多いため、確実なものを除いて数字をおり込んでいません。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

小高北部簡易水道・小高西部簡易水道

給水

供用開始年月日	小高北部簡易水道 平成 5 年 4 月（一部） 小高西部簡易水道 平成 12 年 8 月	計画給水人口	2,824 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	1,367 人
		有収水量密度	0.35 千 m ³ / ha

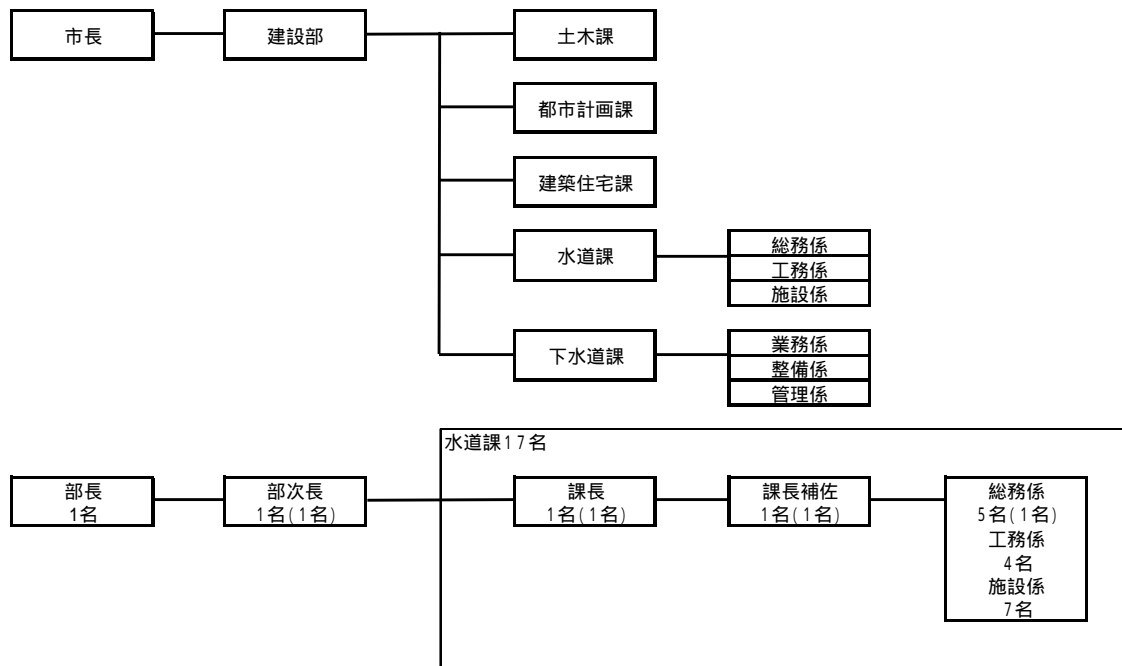
施設

水源	表流水	ダム	伏流水	地下水、受水	その他
施設数	浄水場設置数	2		管路延長	47930.2m
	配水池設置数	5			
施設能力	1,370	m ³ / 日	施設利用率	29.99%	

料金

<p>料金体系の概要・考え方</p>	<p>簡易水道事業の水道料金は、平成 22 年 1 月より、「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に変更し、原町水道事業の料金体系と統一しました（料金水準は据え置き）。なお、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率改定に伴い水道料金に含まれる消費税相当額を、5 % から 8 % に改定しています。</p> <p>水道料金 = (基本料金 × 従量料金) × 1.08</p> <p>基本料金 使用するメーターの口径により決定し、13mm 及び 20mm の基本料金には基本水量を付与</p> <p>従量料金 使用した水量 1 m³につきかかる料金で使用水量に応じ段階別水量制を採用</p> <p>消費税及び地方消費税 基本料金及び従量料金の合計額に 8 % 課税</p>
<p>料金改定年月日</p>	<p>簡易水道事業（小高北部簡易水道・小高西部簡易水道）</p> <p>平成 22 年 1 月 1 日（「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に変更）</p>

組織



()内は兼務している職員

(2) これまでの主な経営健全化の取組

東日本大震災の影響により津波被災を受け、施設損失及び壊滅的な被害を受けたため、復旧・復興に向けて取り組んできました。現在においても「復興総合計画の推進」を目標としています。

そのなかで、今後の復興計画を見据えた水需要の予測に基づく、投資・更新計画、組織改編を進めてきました。

事業計画について

復旧・復興を優先させるため、事務事業（通常分）の見直しを図り、事業全体としての経営最適化の観点から単年度ごとに事業計画を策定しています。

繰出基準に基づく一般会計繰入金収入による財源補てん

給水収益（水道料金）収入が著しく減少している一方で、毎年度、施設を維持するための管理費用と修繕・更新費用、過去に借り入れた企業債の償還金に充てる財源が必要です。この財源に資するため、国の繰出基準に基づき地方財政措置が講じられる一般会計からの繰入金を収入し、簡易水道事業会計に財源補てんしています。

原子力損害賠償金収入による財源補てん

給水収益（水道料金）収入が著しく減少している最大の要因は原発事故の影響であることから、減収分（逸失利益）を中心に水道水モニタリング経費などの放射性物質対策費用（追加的費用等）を毎年度継続して賠償請求し、収入しています。簡易水道事業会計の収支均衡を図るため、必要な補てん財源の確保と利益剰余金が計上できるよう努めております。

避難指示区域解除後の水道料金収入に係る検針体制

一般世帯に対する水道料金の請求は、平成 29 年 3 月請求分から再開しています。水道使用開始届の提出と検針による使用実績に応じて水道料金を請求します。しかし、水道を開栓し使用しているものの届出が遅れている世帯もおりますので、水道料金収入を確保するため、検針して使用実績が認められれば、届出していただくようあらためてお願いしております。

有収率の向上のための漏水調査の拡充

概ね 3 年毎に実施する漏水調査については、平成 24 年度以降、毎年度実施することとし、漏水の早期発見に努めています。

組織改編について

平成 24 年 4 月 1 日付南相馬市組織機構改革において、厳しさを増す財政状況に対応する効率的な行政経営を実現できる組織の再構築のため、上下水道部を廃止し、建設部に統合して経営の効率化を図りました。

被災施設について

浦尻簡易水道事業・村上簡易水道事業は、東日本大震災の大津波で施設流失及び壊滅的な被害を受けたため、平成 28 年度に被災建物等の撤去しました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

公表されている経営比較分析表は、平成 27 年度のものになります。平成 27 年度は、避難指示が解除されておりませんでした。現在は下記にあるように避難指示区域の大部分が解除されています。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）に伴い設定された避難指示区域について、平成 28 年 5 月 27 日、国・県・市の協議の結果、同年 7 月 12 日に居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除することで合意し、同年 5 月 31 日、国の原子力災害対策本部会議において、南相馬市内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の解除が正式決定されました。これを受けて、同年 7 月 12 日午前 0 時をもって帰還困難区域を除く避難指示区域が解除されました。

簡易水道事業は、原発事故による旧避難指示区域内で厳しい事業運営を余儀なくされています。そのような特殊事情の中、次のように分析しています。

【平成 27 年度簡易水道事業における主な指標と分析】

収益的収支比率 77.17 %

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は高い数値であるほど良好であることを示しています。

全国及び同規模類似団体（以下、「類団」）平均を上回っていますが、避難指示区域のため給水収益は著しく低く、収支不足を一般会計繰入金や原子力損害賠償金で補てんしています。

企業債残高対給水収益比率 58996.05 %

$$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

企業債残高対給水収益比率は低い数値であるほど良好であることを示しています。

震災以前は、類団平均より若干高い割合となっていました。毎年度給水収益が少しずつ伸びており回復しつつあります。企業債残高はやや減少傾向ですが、拡張事業により毎年度新規借入れし、今後も建設改良事業による借入れも予想されます。そのため、数年後の残高は横ばい傾向を示すと想定しています。

料金回収率 1.48 %

$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

料金回収率は高い数値であるほど良好であることを示しています。

激減した給水収益では、給水に係る費用が賄えていません。避難指示区域の解除後、給水収益により回収率が上向くものと予測しています。

1 m³当たり給水原価 19,729.70 円

$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

1 m³当たり給水原価は低い数値であるほど安価に水を供給出来ることを示しています。

有収水量は増加しつつあり、給水原価の指標も平成 26 年度より改善しました。しかし、給水区域が市街地外にあり、帰還住民数の鈍化や人口減少が顕著になる可能性が高い中で事業を運営しているため、経年化更新事業を推進し漏水の予防策に引き続き取り組んでいます。

1 m³当たり供給単価 285.72 円

$$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} \times 100$$

1 m³当たり供給単価は低い数値であるほど安価に水を供給していることを示しています。福島県内の平均値より高く、水道料金が低い状態となっています。供給原価の削減とともに、供給単価も適正な水準を維持する必要があります。(なお、平均値については「平成 26 年度 福島県の水道」に記載の供給単価 213.44 円と比較しています。)

施設利用率 29.99 %

$$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

施設利用率は高い数値であるほど良好であることを示しています。

類団平均値を下回った状況が続いていますが、平成 26 年度より 12.5 ポイント上昇しました。本経営戦略において、水需要予測と給水人口の傾向を把握したなかで、現在及び将来の施設維持管理の在るべき方向性を見出していきます。また、北部簡易水道と西部簡易水道、あるいは小高水道施設との併用利用など稼働の方策を検討していきます。

有収率 2.64 %

$$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

有収率は高い数値であるほど良好であることを示しています。

現状を反映した大変厳しい状況が続いています。避難指示区域の解除により、給水収益が回復し有収率も上向きものと捉えています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

原発事故による避難指示区域設定後は、特別な環境にあることを踏まえ、一般世帯に対する水道料金請求は行いませんでした。従って、平成 23 年度から平成 27 年度までの給水区域内人口及び給水人口・給水戸数（事業所を除く。以下同じ）は、精緻な算出が困難だったため正確な数値は積算しておりません。

このため、給水人口の予測は「南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて推計値を算定しております。

・小高北部簡易水道事業

地域・項目	単位	平成 21 年度 実績値	平成 28 年度 推計値
小高北部・給水区域内人口	人	1,419	757
小高北部・給水人口	人	1,122	614
小高北部・給水戸数	戸	302	160
小高北部・給水普及率	%	79.1	81.2

・小高西部簡易水道事業

地域・項目	単位	平成 21 年度 実績値	平成 28 年度 推計値
小高西部・給水区域内人口	人	1,539	654
小高西部・給水人口	人	756	355
小高西部・給水戸数	戸	185	85
小高西部・給水普及率	%	49.1	54.3

給水区域内人口、給水人口、給水戸数、給水普及率は上図のとおりです。

給水普及率は、今後も安定的に向上するよう努めます。

ただし、平成 28 年 7 月 12 日に居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除されてからも、実際の給水人口は推計値を大幅に下回っております。このため、小高北部簡易水道・小高西部簡易水道の給水人口の予測においては、下記の手順で平成 28 年度と平成 29 年度の給水人口を算定し、本戦略の最終年度である平成 38 年度に区別人口の将来展望()からの推計値 958 人となるよう設定しました。このため、今後の給水人口は現在と比較して大幅に増加する推計となっております。

区別人口の将来展望の人口は、平成 26 年度に実施した「住民意向調査」に基づいた数値です。

・平成 28 年度給水人口（見込み）の算定手順

給水収益を供給単価で除し、年間有収水量を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{平成 28 年度給水収益} \div \text{供給単価} \\ & = 1,980,000 (\text{円}) \div 242.27 (\text{円}/\text{m}^3) \\ & \quad 8,106 (\text{m}^3) \\ & \text{年間有収水量 (見込み)} \quad 8,106 \text{ m}^3 \end{aligned}$$

「南相馬市上下水道事業のあらまし」の平成 21 年度の有収水量を給水人口で除し、一人当たり年間有収水量を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{平成 21 年度有収水量} \div \text{平成 21 年度給水人口} \\ & = 138,136 (\text{m}^3) \div 1,878 (\text{人}) \\ & = 73.6 (\text{m}^3/\text{人}) \\ & \text{一人当たり年間有収水量} \quad 73.6 \text{ m}^3/\text{人} \end{aligned}$$

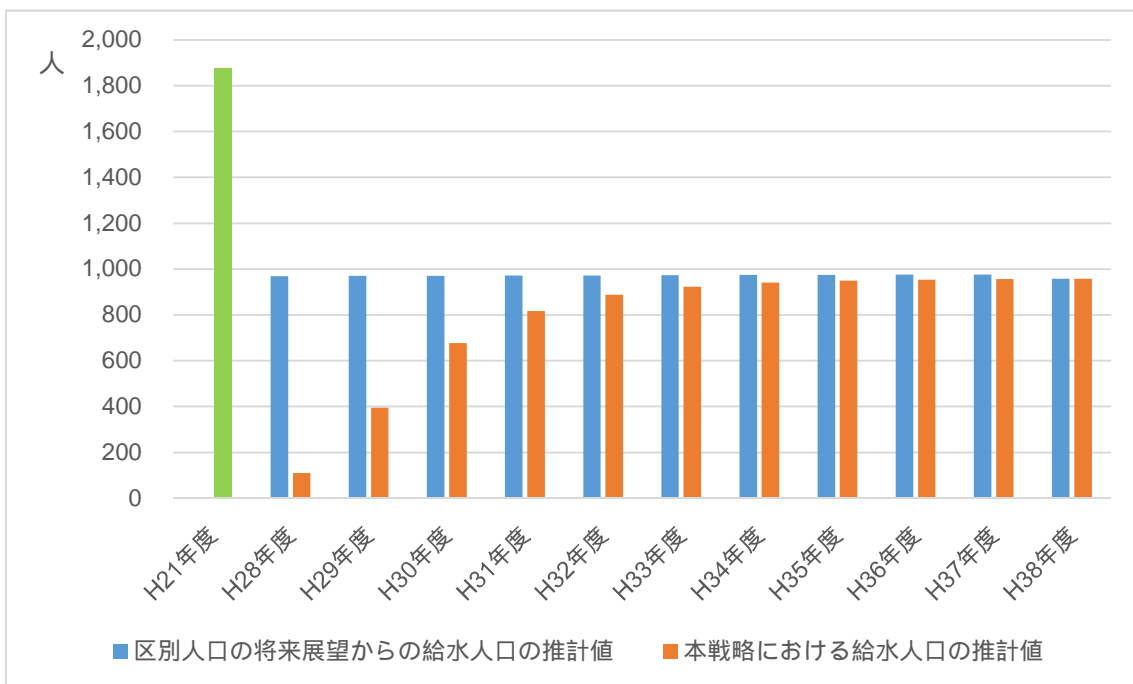
平成 28 年度有収水量（見込み）を一人当たり年間有収水量で除し、給水人口を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{年間有収水量 (見込み)} \div \text{一人当たり年間有収水量} \\ & = 8,106 (\text{m}^3) \div 73.6 (\text{m}^3/\text{人}) \\ & = 110 (\text{人}) \\ & \text{給水人口 (見込み)} \quad 110 \text{ 人} \end{aligned}$$

- ・ 区別人口の将来展望からの給水人口の推計値（上段）、本戦略における給水人口の推計値（下段）

（単位 人）

H21年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
1,878	969	970	971	972	973	973	974	975	976	976	958
	110	395	677	817	888	923	940	949	954	956	958



(2) 水需要の予測

前述のように、避難指示区域設定後は一般世帯への水道料金の請求を行わず、事業所からのみの徴収でしたので、平成 23 年度から平成 27 年度までの有収水量は正確な数値は積算しておりません。

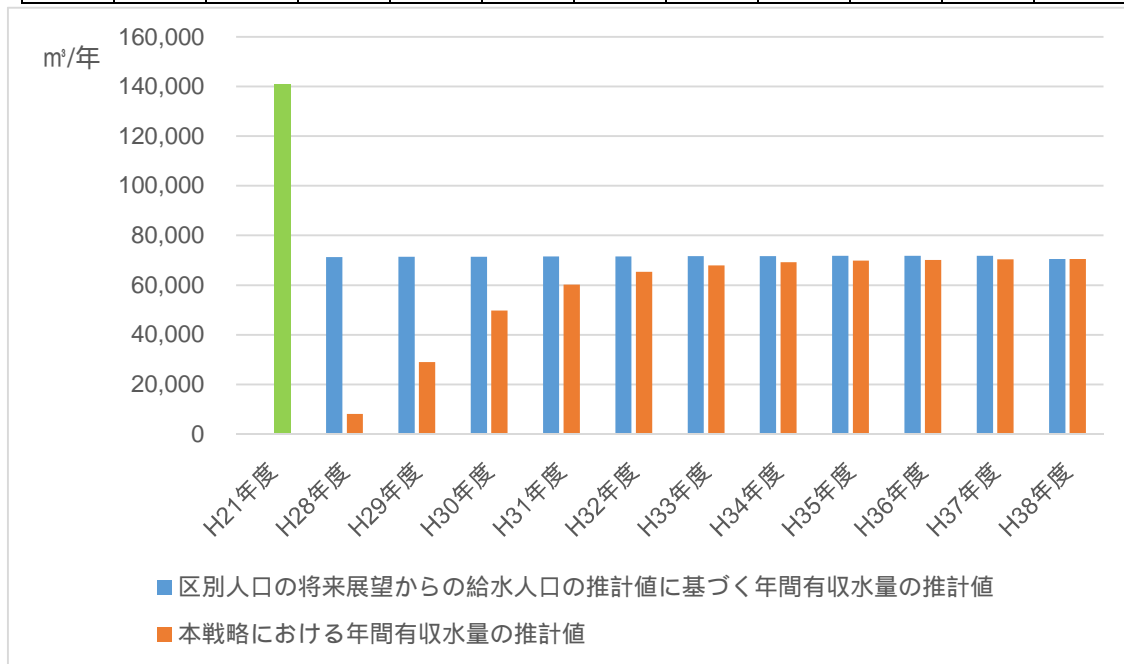
このため、水需要の予測は「南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて推計値を算定することとしてまとめております。

年間有収水量は、平成 21 年度は 138,136 m³/年、平成 28 年度推計値では 71,349 m³/年です。本戦略における水需要の予測は実際の給水収益（水道料金分）を供給単価で除して平成 28 年度と平成 29 年度の年間有収水量（見込み）を算定し、本戦略の最終年度である平成 38 年度に年間有収水量 70,512 m³/年となるよう設定しました。

・ 区別人口の将来展望からの給水人口の推計値に基づく年間有収水量の推計値（上段）
 本戦略における年間有収水量の推計値（下段）

（単位 千 m^3 /年）

H21 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
140,888	71,349	71,406	71,464	71,522	71,579	71,637	71,694	71,752	71,810	71,867	70,512
	8,106	29,078	49,795	60,154	65,333	67,922	69,217	69,865	70,188	70,350	70,512



(3) 水道料金収入の見通し

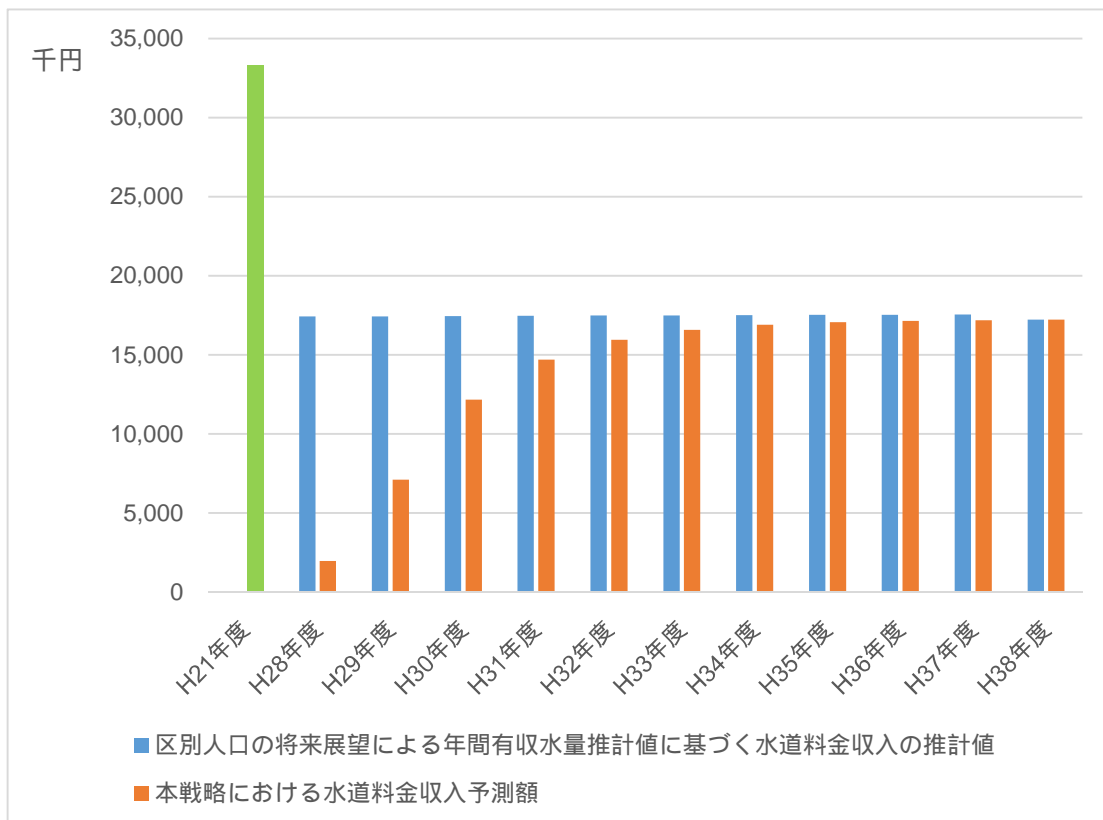
水道料金収入は、原発事故による避難指示区域設定の影響で、平成 23 年度から平年と比較し異常に高額な供給単価となっていました。そのため過去の実績を用い、平成 19 年度から平成 21 年度の 1 m³当り供給単価の平均 244.27 円/m³が今後 10 年においても概ね維持されるという前提のもと、料金収入の見通しを算定しました。

避難住民の帰還が進み、具体的に検討できる状況になりましたら、改めて水道料金の見直しを検討する考えです。

- ・ 区別人口の将来展望による年間有収水量推計値に基づく水道料金収入の推計値（上段）
本戦略における水道料金収入予測額（下段）

（単位 千円）

H21 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
	17,428	17,443	17,457	17,471	17,485	17,499	17,513	17,527	17,541	17,555	17,224
33,321	1,980	7,103	12,164	14,694	15,959	16,591	16,908	17,066	17,145	17,185	17,224



(4) 施設の見通し

施設については、以下の課題・リスクを認識しております。

施設の耐震化、更新

本市の水道施設は、老朽化が進んでいるとともに、耐震構造となっていない管理棟、配水池等を複数有しています。今後、大規模地震等で施設が被災した場合にも十分な水道水を供給するためには、早期に耐震化し、老朽施設については計画的な更新を行います。

経年管の更新

震災後における、徹底した漏水調査・管路復旧・事後漏水調査により、震災前に比べ、漏水量は減少していると想定していますが、今後の更新需要のピークを鑑み、平成 31 年度において施設等更新計画を策定し、計画的な管路更新を行い、有収率の向上を図ります。

小高区未給水区域の簡易水道事業の推進

小高区においては、東日本大震災前の水道普及率が 50.4%と低い状況にあり、平成 21 年度に小高区簡易水道統合計画を策定し、拡張事業も実施する計画でありました。しかしながら、震災後において水需要量・地域等について一変することが想定されることから、再調査を行い、平成 30 年度までに見直し計画を策定し、水需要が見込める地区については、整備を行い、普及率の向上に努めます。

(5) 組織の見通し

水道課は南相馬市建設部に属しており、職員数は 1 名です。

今後、避難住民の帰還状況に伴う給水人口の増加に応じ業務量や給水収益(水道料金分)が大きく伸びた場合には増員も検討しますが、本戦略においては現状の職員数(1名)と給与水準が続くものとしております。

3. 経営の基本方針

上記の事業の現況、将来の事業環境とリスク・課題を前提にした、南相馬市の簡易水道事業経営の基本方針は以下のとおりです。

安全で安心な水の供給に努めるため、行政経営方針の視点に基づき「復興総合計画の着実な推進」を図ることを目標とします。

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、施設等耐震化事業を推進します。
- (2) 市民の不安解消を図るため、水道水等放射性物質モニタリング事業を継続実施します。
- (3) 漏水量減少により有収率の向上を図るため、流量・漏水調査の徹底と速やかな復旧、計画的な管路更新を推進します。

- (4) 将来とも持続可能な水道事業とするため、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」や「施設等更新計画」を策定し、事業を着実に推進します。

4 . 計画期間

本経営戦略の計画は、平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とします。

5 . 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画） : 別紙のとおり

- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

目標	災害時にも安定した給水体制の確保と効率的な維持管理の実現
----	------------------------------

建設改良費は、小高区水道施設遠隔監視システム（以下のア参照）に関連するもの以外を、平成 29 年度当初予算と同水準で今後も支出する見通しとしております。

個別具体的な投資計画については、避難住民の帰還が進み、検討できる状況になりましたら、適正な施設規模への移行等の見直しを行います。

既述 2 (4) 施設の見通しで記載した課題・リスクに対応するため、以下の投資を予定しております。

ア 小高区水道施設遠隔監視システム

小高区では、少ない職員数の中での施設管理を効率的に行うため、水道施設の中央監視システムを導入しています。現状の中央監視システムは有線の通信網を利用して、各施設から小高中央監視室に情報が集まり、異常時は N T T 回線を利用した自動通報装置により、牛越中央監視室へ転送されます。監視機能を充実させ、トラブルに対する迅速な対応と効率的な運営に努めるため、災害時の安定稼働に実績のある水道施設遠隔監視システムを整備することとしました。これはクラウドサービスを制御・監視（通報）システムに活用したもので、災害に強く（倒木等の断線による不通の心配がない）、オペレーションが簡便で、従来型と比較してコストの削減を可能とするものです。

対象：小高水道、小高北部簡易水道、小高西部簡易水道

時期：平成 29 年度

総事業費：4,685 万円

収支計画のうち財源についての説明

目標	水需要予測を踏まえた投資財源の確保と適切な料金水準の検証
----	------------------------------

財政計画は、平成 28 年度決算見込、平成 29 年度当初予算を基に、平成 29 年度から本計画の目標年度である平成 38 年度までの試算を行いました。

財政収支の検討に用いる各項目は、平成 29 年度当初予算、または平成 28 年度決算見込と平成 29 年度当初予算の平均値を基礎とし、計画で想定される変動要素を考慮しました。

また、収益的収入については消費税を除く金額とし、物価上昇は見込んでおりません。

各項目の将来値について、以下のとおりの条件設定を行っております。

ア 年間有収水量

年間有収水量は、別途推計した一日平均有収水量に 365 日（閏年の場合は 366 日）を乗じて算出しました。

イ 収益的収支の収入の部

（ア） 給水収益

給水収益のうち水道料金収入の額は、平成 30 年度以降の年間有収水量に、平成 18 年度から平成 22 年度の 1 m³当り供給単価の平均 244.27 円/m³を乗じて算出しました。

（イ） 繰入金

平成 29 年度当初予算の基準内繰入額に準じて一定に設定しました。

（ウ） その他の収益

平成 29 年度当初予算の値に準じて一定に設定しました。

ウ 資本的収支の収入の部

（ア） 企業債

新規分については平成 29 年度のみ発行予定分を計上しました。平成 30 年度以降については発行予定がないため、本戦略では見込んでおりません。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

（ア） 委託料

平成 28 年度決算見込と平成 29 年度当初予算の平均値に準じて一定に設定しました。

（イ） 修繕費

平成 28 年度決算見込と平成 29 年度当初予算の平均の値に準じて一定に設定しました。

(ウ) 職員給与費

平成 28 年度決算見込と平成 29 年度当初予算の平均の値に準じて一定に設定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBO の導入等)	近隣団体や同規模団体等の動向を注視し、引き続き調査していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	<p>計画期間において、機能を同じくする施設については費用対効果を見ながら、統合を検討して参ります。</p> <p>特に、簡易水道については、機能拡張の上、小高水道事業に統合することを検討していきます。</p> <p>管路につきましては、計画期間において重要度の高い箇所から重点的に耐震化・更新していきます。</p> <p>また、平成 31 年度にはアセットマネジメント計画を策定し、施設等全体の機能診断・管路更新計画や収支見通しをふまえた資産管理について将来計画を構築します。</p>
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	<p>配水管の更新に際しては、避難住民の帰還に伴う有収水量の推移を鑑み、適切な口径となるよう検討していきます。</p> <p>また、施設・設備においても水需要予測を鑑み、更新時期にはダウンサイジングやスペックダウンを検討していきます。</p>
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	定期的な点検・修繕・耐震化を行うことで、耐用年数以上の期間で安定的に使用できるよう長寿命化を図ります。(法定耐用年数の 1.5 倍程度)
小高水道事業との統合	<p>簡易水道事業の会計に公営企業法を適用し、小高水道事業に統合するよう検討を進めて参ります。</p> <p>地区ごとの将来水需要を調査し、平成 21 年度に策定済の統合計画の見直しを平成 30 年度までに図ります。計画策定においては、施設・整備の合理化を検討後、整備の実施、統合を図ります。</p>

広域化	県内の動向を注視し、引き続き調査していきます。
その他の取組	特になし

財源について検討状況等

料金	避難住民の帰還に伴う有収水量の推移を鑑み、定期的に水道料金の適正水準について検証していきます。
企業債	起債する場合、地方財政措置のある企業債の活用に努めます。国に対し低利率な企業債への借り換え特例措置の復活を要望します。
繰入金	繰入れの制度や状況の変化等を注視し、経営への影響を考慮し必要な対応を検討していきます。(基準外繰入金など)
資産の有効活用等による収入増加の取組	配水場の統合等により遊休資産が発生した場合は売却についても検討していきます。
その他の取組	原子力損害賠償金について、逸失利益や費用の求償を進めます。原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の活用も視野に入れて取り組みます。

投資以外の経費についての検討状況等

委託料	委託の広域化等、経費削減の方策について、包括的委託の導入などによる経費削減の方策を検討します。
修繕費	緊急のもの以外は入札または見積もり合わせでの発注に努めます。
動力費	避難住民の帰還に伴う有収水量の推移を鑑み、施設のスケールダウンを検討し、削減に努めます。
職員給与費	職員給与費の増加は抑制しつつ、更新等の業務量の増大及び災害時等に対応できる組織体制について、一般会計の担当課と協議していきます。
その他の取組	平成 32 年度当初予算から、公営企業会計への移行を検討しております。

6 . 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略については概ね3年から5年に一度、見直しを図って参ります。PDCAサイクルを回すことで、計画が実現に至るよう監視していきます。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度						
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)					
収益的 収入	1	総	収	益 (A)	55,582	57,979	76,424	88,355	62,046	64,127	67,178	66,959	66,401	63,346	59,235	57,345	56,820					
		(1)	営	業	収	益 (B)	841	1,149	1,982	7,105	12,166	14,696	15,961	16,593	16,910	17,068	17,147	17,187	17,226			
			ア	料	金	収	入	805	1,113	1,980	7,103	12,164	14,694	15,959	16,591	16,908	17,066	17,145	17,185	17,224		
			イ	受	託	工	事	収	益 (C)													
			ウ	そ	の	他		36	36	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		(2)	営	業	外	収	益	54,741	56,830	74,442	81,250	49,880	49,432	51,217	50,366	49,491	46,278	42,088	40,158	39,594		
			ア	他	会	計	繰	入	金	29,434	32,508	52,477	34,028	32,170	35,140	38,635	38,638	38,190	35,191	31,108	29,231	28,694
			イ	そ	の	他		25,307	24,322	21,965	47,222	17,710	14,292	12,582	11,728	11,301	11,087	10,980	10,927	10,900		
		2	総	費	用 (D)	36,095	36,663	46,601	57,724	34,442	35,469	34,387	33,271	32,119	30,986	30,038	29,349	28,737				
	収益的 支出		(1)	営	業	費	用	20,773	22,229	33,077	45,121	22,199	24,274	24,274	24,274	24,274	24,274	24,274	24,274			
			ア	職	員	給	与	費	8,620	8,776	8,991	4,841	4,841	6,916	6,916	6,916	6,916	6,916	6,916			
				う	ち	退	職	手	当													
			イ	そ	の	他		12,153	13,453	24,086	40,280	17,358	17,358	17,358	17,358	17,358	17,358	17,358	17,358			
		(2)	営	業	外	費	用	15,322	14,434	13,524	12,603	12,244	11,195	10,113	8,997	7,845	6,712	5,764	5,076	4,463		
			支	払	利	息		15,322	14,434	13,524	12,603	12,244	11,195	10,113	8,997	7,845	6,712	5,764	5,076	4,463		
				う	ち	一	時	借	入	金	利	息										
			イ	そ	の	他																
		3	収	支	差	引 (A)-(D)	(E)	19,487	21,316	29,823	30,631	27,603	28,659	32,791	33,688	34,282	32,360	29,198	27,995	28,083		
資本的 収入		1	資	本	的	収	入 (F)	17,627	142,583	97,134	56,413	21,340	21,862	22,399	23,284	23,857	21,919	18,733	17,514	17,578		
		(1)	地	方	債			16,900	10,200	36,000												
				う	ち	資	本	費	平	準	化	債										
		(2)	他	会	計	補	助	金	17,627	125,683	86,934	20,413	21,340	21,862	22,399	23,284	23,857	21,919	18,733	17,514	17,578	
		(3)	他	会	計	借	入	金														
		(4)	固	定	資	産	売	却	代	金												
		(5)	国	(都	道	府	県)	補	助	金										
		(6)	工	事	負	担	金															
		(7)	そ	の	他																	
	資本的 支出	2	資	本	的	支	出 (G)	36,371	163,849	130,038	80,263	52,157	54,087	55,181	56,968	58,132	54,276	47,922	45,504	45,652		
			(1)	建	設	改	良	費			6,763	38,620	9,477	9,477	9,477	9,477	9,477	9,477	9,477	9,477		
			(2)	地	方	債	償	還	金 (H)	36,371	38,470	40,663	41,643	42,680	44,610	45,704	47,491	48,655	44,799	38,445	36,027	36,175
			(3)	他	会	計	長	期	借	入	金	返	還	金								
	(4)	他	会	計	へ	の	繰	出	金													
	(5)	そ	の	他			125,379	82,612														
	3	収	支	差	引 (F)-(G)	(I)	18,744	21,266	32,904	23,851	30,817	32,226	32,781	33,684	34,276	32,357	29,189	27,990	28,074			

投資・財政計画 (収支計画)

収支再差引	(E)+(I)	(J)	743	50	3,081	6,781	3,214	3,567	10	4	6	4	8	5	9	
積立金		(K)	6	6												
前年度からの繰越金		(L)	2,301	3,038	3,083	2	6,783	3,569	2	12	16	22	26	34	39	
前年度繰上充用金		(M)														
形式収支		(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	3,038	3,083	2	6,783	3,569	2	12	16	22	26	34	39	48
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)														
実質収支		黒字	(P)	3,038	3,083	2	6,783	3,569	2	12	16	22	26	34	39	48
		赤字	(Q)													
赤字比率		$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率		$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		76.7	77.2	88	89	80	80	84	83	82	84	86	88	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額		(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収益 - 受託工事収益		(B)-(C)	(S)	841	1,149	1,982	7,105	12,166	14,696	15,961	16,593	16,910	17,068	17,147	17,187	17,226
地方財政法による資金不足の比率		$((R)/(S) \times 100)$		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)	55,582	57,979	76,424	88,355	62,046	64,127	67,178	66,959	66,401	63,346	59,235	57,345	56,820	
健全化法第22条により算定した資金不足比率		$((T)/(V) \times 100)$		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高		(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方債残高		(X)	678,196	656,626	615,963	610,320	567,639	523,029	477,325	429,834	381,178	336,380	297,935	261,908	225,733	

他会計繰入金

(単位: 千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
			(決算)	(決算)											
収益的収支分			29,434	32,508	52,477	34,028	32,170	35,140	38,635	38,638	38,190	35,191	31,108	29,231	28,694
	うち基準内繰入金		29,434	32,508	32,597	32,608	32,170	29,790	27,425	25,948	24,910	24,441	23,858	20,961	16,984
	うち基準外繰入金				19,880	1,421		5,350	11,210	12,690	13,280	10,750	7,250	8,270	11,710
資本的収支分			17,627	125,683	86,934	20,413	21,340	21,862	22,399	23,284	23,857	21,919	18,733	17,514	17,578
	うち基準内繰入金		17,627	37,693	34,368	20,413	21,340	21,862	22,399	23,284	23,857	21,919	18,733	17,514	17,578
	うち基準外繰入金			87,990	52,566										
合 計			47,061	158,191	139,411	54,441	53,510	57,001	61,035	61,921	62,047	57,110	49,841	46,745	46,272